

2021年11月11日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

介護・障害福祉従事者、保育士等の処遇改善を求める緊急要請

会派 厚生労働部会
立憲民主党 子ども・子育てPT

介護・障害福祉従事者、保育士、幼稚園教諭など、ベーシック・サービスの担い手の賃金は、産業全体の平均を大きく下回っており、人材やサービスの質の確保のためには、さらなる処遇改善が必要です。一方で、こうした職種の処遇改善について、私たちはかねてより議員立法を国会に提出して実行を求めてきましたが、法案は審議されず、私たちの提案は実現に至っていません。また、コロナ禍においても、こうした職種の方々の献身的な働きが、国民生活の安心・安全の確保に大きく貢献しました。このことに、社会全体として報いることが必要です。

そこで政府に対し、ベーシック・サービスの担い手の処遇改善に向けて、具体的かつ確実に取り組むために、以下の措置を速やかに講じて頂くよう強く要請致します。

要請事項

1. 2020年5月8日に衆議院に提出した「介護・障害福祉従事者人材確保法案」を踏まえ、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所で働く全ての職員の賃金が1人当たり月額1万円改善するための措置を講じること。なお、この措置に当たっては、地方自治体の財政負担が生じないように、全額国費で賄うこと。
2. 2018年6月19日に衆議院に提出した「保育士等処遇改善法案」を踏まえ、保育士や幼稚園教諭、放課後児童クラブの職員、児童養護施設の職員等については月額5万円の処遇改善をすべきであり、少なくとも月額1万円については緊急的に改善するための措置を講じること。なお、この措置に当たっては、地方自治体の財政負担が生じないように、全額国費で賄うこと。また、適正な賃金が支払われない一つの理由となっている保育の委託費の弾力運用の見直しを検討すること。
3. 看護師の処遇改善についても、早急に検討し、具体的な措置を速やかに講じること。

以上